

令和元年第2回定例会第2回臨時会議

中之条町議会議録

令和元年10月28日 再開

令和元年10月28日 散会

中之条町議会

令和元年第2回中之条町議会定例会 第2回 臨時会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和元年10月28日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和元年10月28日 午前10時15分						
	散会	令和元年10月28日 午前11時00分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員	10番	小栗 芳雄	11番	福田 弘明	12番	剣持 秀喜		
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠	
	議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課係長	唐澤 貴子		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和元年10月28日午前10時15分開議)

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 審議期間の決定
- 第3 議案第 1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算(第3号)
- 第4 議案第 2号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
議案第 3号 中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定について
議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 5号 中之条町税条例の一部改正について
議案第 6号 中之条町下水道条例の一部改正について
- 第5 議案第 7号 財産の取得について
- 第6 議案第 8号 損害賠償の額を定めることについて
- 第7 報告第 1号 専決処分の報告について
報告第 2号 専決処分の報告について
報告第 3号 専決処分の報告について



◎ 再開前のあいさつ

○議長(山本隆雄)みなさん、おはようございます。

第2回定例会の再開にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに令和元年第2回中之条町議会定例会第2回臨時会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

休会中には各種行事への参加など、積極的に議員活動いただき、ありがとうございました。総務企画常任委員長より視察研修報告書が提出されましたので、お手元に配付してあります。

この度の台風19号により、お亡くなりになった方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、全国で大きな被害が発生し、町内においても被災された方もおられ、被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。10月21日には、吾妻郡町村議会議長会から要請のあった、台風19号における被災地(嬭恋村)へのボランティア支援について、多くの議員に参加いただきました。ご協力いただきました皆様に、心よりお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため、議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

傍聴席につきましては、写り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音される恐れがあります。予め承知の上、議場内での会話等をお

控えくださるようお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますのでご覧いただきたいと思います。

ここで、台風19号についての対応及び被害報告の発言の申し出がありましたので、発言を許可します。総務課長。

○総務課長(黒岩文夫)議長のお許しをいただきましたので、台風19号関連の対応と状況につきまして、お配りさせていただきました資料を中心にご説明させていただきます。

台風19号につきましては、今月12日に日本に上陸し、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。

中之条町では、前橋地方気象台などからの情報収集に努め、上陸前日、慶朗会の終了を待って、緊急課長会議を開催し、自主避難所の開設や気象状況などの情報共有を行うとともに、災害対策本部が設置された場合の対応などについて確認を行いました。

12日土曜日ですが、朝7時に災害警戒本部を設置し、9時には保健センターと六合支所に自主避難所を開設いたしました。12時半には川合消防団長、15時30分には各副団長にも警戒本部に合流いただきました。13時10分頃から雨量の関係により道路通行規制が国道292号、405号、県道55号で順次発生いたしました。16時30分には災害警戒本部を災害対策本部に切り替え設置し、課長、次長の管理職員及び総務課職員を招集し、対応にあたりました。消防団員につきましても、順次参集いただき、土のうの追加作成や警戒と緊急対応に務めていただいたところでございます。18時05分には大雨に関する特別警報が発令されました。18時30分に町内全域に避難勧告を中之条町として発令いたしました。この間、避難者の状況や気象情報を収集する中、避難所の開設箇所を増やしていきました。雨が深夜まで継続することを考慮して、横になれる避難所であること、地域ごとに避難できることなどを考慮して避難所の開設を進めてまいりました。避難された方は、最も多い時間帯で227名となりました。13日の深夜0時10分には、大雨特別警報は大雨警報(土砂災害、浸水害)に変更されました。夜が明けて7時15分には、避難されている方が全員帰宅されましたので、避難勧告を解除いたしました。朝の8時に係長以上の男子職員、建設課、農林課及び総務課職員、消防団員の方々に出動いただき、災害の状況調査や緊急対応に当たっていただきました。15時に災害対策本部を解散し、その後は総務課職員による対応とさせていただきます。

被害の状況等につきましては、13日までに調査、或いは寄せられたものを個人情報に配慮しての資料を本日お配りさせていただいたところでございます。災害対策本部で収集した83件に加え、電線、電柱関係は別の対応とさせていただきます。その後の、建設課、農林課での対応案件も追加されてございます。

台風19号の襲来による避難勧告の発令や避難所の11箇所設置など、これまでに経験のない状況か

ら、対応につきまして検証すべき点多々あることから、この24日に管理職員及び防災担当職員により、観照及び整理の会議を開催して、もし次に発生した場合の対応の糧としたいと思っています。避難所における住民の方々からの要望も踏まえて、今後の災害対応に活かしてまいります。

12日及び13日には、正副議長をはじめ、多くの議員の方々に災害対策本部においていただきまして、激励いただきましたことに感謝申し上げます。また、総務企画常任委員会の正副委員長には、12日は深夜まで、また、13日は早朝から災害対応にご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。

以上報告とさせていただきます。

◎ 開 議（午前10時24分）

○議長（山本隆雄）ただいまの出席議員は15名です。

これより令和元年第2回中之条町議会定例会第2回臨時会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番 小栗 芳雄さん、11番 福田 弘明さん、12番 剣持 秀喜さんを指名します。

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今臨時会議の審議期間は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって今臨時会議の審議期間は本日1日限りと決定しました。

◎ 議案第1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第3号）

（提案説明、質疑、採決）

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第1号を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

それでは日程に従いまして、議案第1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに8,854万2,000円を追加し、補正後の予算総額を104億335万3,000円にいたしたいというものであります。

補正の財源といたしましては、県支出金1,160万円、諸収入150万円をそれぞれ充当し、不足する財源につきましては、繰越金7,544万2,000円を充当させていただきました。

次に歳出について、申し上げます。

2款 総務費の「一般行政経費」において、平成29年に伊勢の森付近で発生した倒木による事故賠償金を。「役場庁舎管理事業」において、なかのん像の建設を庁舎敷地に計画しておりましたが、より多くの方々にご覧いただけるように、観光施設の「つむじ」に設置し、なかのん及び町のPRに繋げるため、予算の商工費への組み替えをお願いいたしました。

6款 農林水産業費の「畜産防疫緊急対策事業」において、県内で豚コレラ等の家畜伝染病が発生した場合に、防疫活動を行う体制を整えるための費用及び豚コレラ侵入防止緊急支援として、養豚場における門扉導入補助金を。一般行政経費 土地改良事務費において、台風19号による被災農地及び農業用施設に係る測量調査設計業務委託費を。「有害鳥獣対策事業」において、豚コレラ対策として、イノシシ捕獲委託料の増額をお願いしました。

8款 土木費の「町単独道路維持事業」において、8月19日から20日にかけての豪雨、また台風19号による被害対策費などを。「がけ崩れ対策事業」において、8月19日から20日にかけての豪雨による、伊勢町地内のがけ崩れ対策工事費などをお願いしました。

10款 教育費の「中之条中学校教育振興事業」において、同校の教育振興のためにと、ご寄附いただきましたので、教材備品購入費を。「中之条運動施設運営管理事業」において、町民運動場駐車場拡張工事にあたり、工種変更による工事費の増額をお願いいたしました。

また、今回の補正予算にあたり、繰越明許費の設定についてもお願いさせていただきます。

以上が、今回お願いします補正の内容であります。緊急を要し、早急に執行していかねばならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。議案第1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(山本隆雄)提案理由の説明が終わりましたので、続いて補足の説明がありましたらお願いします。議案第1号、総務課長

(議案第1号について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄)説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する者なし)

○議長(山本隆雄)別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄)異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対し反対とみなすことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄)異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第1号、令和元年度中之条町一般会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 2号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

◎ 議案第 3号 中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定について

◎ 議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

◎ 議案第 5号 中之条町税条例の一部改正について

◎ 議案第 6号 中之条町下水道条例の一部改正について

(提案説明、質疑、採決)

○議長(山本隆雄)日程第4、議案第2号から第6号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第2号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、中之条町の臨時・非常勤職員(一般職・特別職・臨時的任用の3類型)について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案第3号 中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例と同様、会計年度任用職員制度に伴

い、勤務時間、休暇等についても条例により規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

会計年度任用職員制度に伴い、職員の分限に関する手続及び効果、職員の懲戒の手続及び効果、職員の育児休業等、中之条町公益的法人等への職員の派遣等及び中之条町人事行政の運営等の状況の公表などについて、条例により関係する規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第5号 中之条町税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、条文を追加し日本赤十字社の所有する軽自動車に対し、環境性能割の非課税の範囲とするものであります。

また、その条文の追加に伴い号ズレが生じたことによる整備でございます。

次に、議案第6号 中之条町下水道条例の一部改正について申し上げます。

今回お願いいたします条例の一部改正は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項等の見直しにより、下水道排水設備指定工事店の指定における、指定の申請や基準、責任技術者の資格について、変更を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたらお願いします。

議案第2号から第4号、総務課長

（議案第2号から第4号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）議案第5号、税務課長

（議案第5号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）議案第6号、上下水道課長

（議案第6号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）先ほどの全員協議会でも説明をいただきましたけれども、その説明の中でも、不確定要素が多分にあるというふうに感じました。そのような説明であったようにも思いますので、もう一度正式に不確定な要素と思われる点について説明を、この部分がまだ未確定、不確定だという部分がありましたら、もう一度説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）今回の条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う、こ

の制度をスタートさせるための最低限の条例といたしますか、これを規定させていただきました。不確定な部分というのは、今後この運用をしていくにあたりまして、吾妻郡内で調整を図れるものがあるかどうかとか、来年3月に向けて非常勤職員の皆様から会計年度任用職員に移行される方がいるのか、或いは、私人としての取り扱いとして、町から委託料としてお支払いするのか、お礼としてお支払いするのかということについて、これから郡内、或いは町内で、この条例の議決後、事務を進めてまいるという内容で申し上げたところでございます。

○議長（山本隆雄）他にございますか。1番、山田さん

○1番（山田みどり）全員協議会の中でも、この財政が、1億を超えるお金が掛かってくるということですけども、ということは、町自体の財政を非常に圧迫する、今後、条例になるのではないかと懸念があるのではないかと思いますんですけども、例えば、これからフルタイムになる方々が減るといった傾向も、もしかしたら心配されるのではないかと思います、これに関して町長のご意見をお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、総務課長から全員協議会でお話したとおりの趣旨でございます。この役場職員の管理につきましては、正規職員とフルタイム、臨時的任用職員とか、いろいろな分野で行政を進めているところでございますけれども、財政的に言うと、臨時的任用とか正規職員以外の方が給料的には安いということでもありますけれども、こういう方たちの働く労働条件、こういったものを確保するための今回の法律の改正でございます。これによって臨時的任用職員が減るかということもございますけれども、これについては、職務内容、そして人員配置、そういったものをしっかりと検討する中で、新年度予算に向けて検討していかなければならないというふうに思っておりますので、一概にこれができたから減るということではなく、改めて検討はさせていただきます。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、ただちに採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第2号「中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定について」採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄)起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄)起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「中之条町税条例の一部改正について」採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「中之条町下水道条例の一部改正について」採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 7号 財産の取得について

(提案説明、質疑、採決)

○議長(山本隆雄)日程第5、議案第7号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第7号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただきました、消防ポンプ自動車の購入について、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただくものでございます。

購入予定の消防ポンプ自動車であります。第5分団第1部及び第5分団第2部に配属される2台でございます。

第5分団第1部に配属予定のものは、可搬動力ポンプ付積載軽自動車、デッキバン型、四輪駆

動、乗車定員4名、オートマチック車を予定させていただき、第5分団第2部に配属予定のものは、可搬動力ポンプ付積載自動車で、ダブルキャブオーバーの四輪駆動車、乗車定員6名、マニュアル車を予定しております。

取得金額は2台で2,970万円、取得先は温井自動車工業株式会社、納入時期につきましては令和2年6月を予定させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたらお願いします。

議案第7号、総務課長

（議案第7号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、ただちに採決に入ります。

案第7号「財産の取得について」採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第8号 損害賠償の額を定めることについて

（提案説明、質疑、採決）

○議長（山本隆雄）日程第6、議案第8号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第8号「損害賠償の額を定めること」につきまして提案理由を申し上げます。

事故の内容は、平成29年10月23日午前9時30分頃、大字中之条町 伊勢の森付近で、台風21号による風雨のため、町が管理する公共物（水路）敷きの立木が倒れ、倉庫等の建物の屋根や壁を直撃し、相手方が所有する作業用具等の備品及び塗装用塗料等が雨水により損失を被ったもので、町側の過失で和解が成立し、賠償金として150万円を相手方に支払うというものでございます。

建物につきましては、平成30年3月に和解のための議案をご議決いただきました。今回は、作業用具等の備品及び塗装用塗料等について、ご議決をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたらお願いします。

議案第8号、総務課長

（議案第8号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、ただちに採決に入ります。

案第8号「損害賠償の額を定めることについて」採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第 1号 専決処分の報告について

◎ 報告第 2号 専決処分の報告について

◎ 報告第 3号 専決処分の報告について

（報告、質疑）

○議長（山本隆雄）日程第7、報告第1号から、第3号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、報告第1号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

これにつきましては、物損事故の和解について専決処分をさせていただきました。

事故の内容は、令和元年7月31日午前9時10分頃、伊参スタジオ駐車場において、バックで駐車しようとしたところ、後方の確認を怠り、駐車スペースに駐車していた車両に接触してしまい、相手車両の左前のバンパー等を破損させたもので、町側の過失で和解が成立し、賠償金として11万635円を相手方に支払うというものでございます。

地方自治法第180条の規定により、去る9月11日に専決処分させていただいたものであります。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

これにつきましても、物損事故の和解について専決処分をさせていただきました。

事故の内容は、令和元年8月5日午後1時30分頃、長野原町地内、林交差点において、赤信号停

止時にブレーキ操作が遅く、前方の車両に衝突してしまい、相手車両の後ろ側のバンパー等を破損させたもので、町側の過失で和解が成立し、賠償金として23万1,813円を相手方に支払うというものでございます。

地方自治法第180条の規定により、去る9月19日に専決処分させていただいたものであります。

続きまして、報告第3号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

これにつきましても、物損事故の和解について専決処分をさせていただきました。

事故の内容は、令和元年8月25日午後7時30分頃、中之条町役場駐車場において、サイドブレーキのレバーを引くのが甘く、無人の車両が動いてしまい、前方に駐車してあった相手車両に正面から衝突し、相手車両のフロントバンパー等を破損させたもので、町側の過失で和解が成立し、賠償金として22万4,834円を相手方に支払うというものでございます。

地方自治法第180条の規定により、去る10月3日に専決処分させていただいたものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて補足の説明がありましたらお願いします。

報告第1号から第3号、総務課長

（報告第1号から第3号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎散会

○議長（山本隆雄）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

これをもって、令和元年第2回中之条町議会定例会第2回臨時会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前11時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 小栗 芳雄

中之条町議会議員 福田 弘明

中之条町議会議員 釵持 秀喜